松江市告示第197号

松江市ごみ集積施設整備事業補助金交付要綱（平成17年松江市告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

松江市長　　上　定　昭　仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（補助金の対象等）
第2条　補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付対象区分、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の金額、終期及び補助事業者の範囲は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
<table><tr><th colspan="2">略</th></tr><tr><td>補助金交付の対象である事業の内容</td><td>ごみ集積施設を新設、更新又は修繕する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもので、一事業につき原則5年以内に1回限りとする。ただし、第三者の行為に起因して既存の集積所が滅失又は毀損した場合は、この限りでない。
(1)　2世帯以上で使用するごみ集積施設であって、当該ごみ集積施設を使用する世帯（以下「使用世帯」という。）により整備するもの（住宅団地にあっては、造成から5年以上経過したものに限り、集合住宅にあっては、建設から5年以上経過した分譲集合住</td></tr></table></td><td>（補助金の対象等）
第2条　補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。
<table><tr><th colspan="2">略</th></tr><tr><td>補助金交付の対象である事業の内容</td><td>ごみ集積施設を新設、更新又は修繕する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもので、一事業につき5年以内に1回限りとする。
(1)　5世帯以上で使用するごみ集積施設であって、当該ごみ集積施設を使用する世帯（以下「使用世帯」という。）により整備するもの。（賃貸住宅にあっては、当該賃貸住宅が貸主又は不動産会社等が管理責任を負うものでない場合</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>宅に限り、対象とする。)。
(2)　容積が次に掲げる使用世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める大きさであるもの。
ア　2～15 世帯　使用世帯数×90 リットル以上
イ　略
(3)～(7)　略</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>ごみ集積施設の新設、更新又は修繕に係る　施設及び工事の経費(土地買収費、解体撤去費、借地料は除く。)とする。ただし、修繕は 5,000 円を超えたものに限る。</td></tr>
<tr><td>交付の率又は金額</td><td>補助金の交付額
は、補助対象経費の全額とし、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、補助対象となるごみ集積施設の使用世帯数が 2 から 15 までのものにあっては中欄の、16 以上のものにあっては右欄の金額を上限とする。
<table><tr><td>区分</td><td>2～15 世帯</td><td>16 世帯以上</td></tr><tr><td>新設</td><td>使用世帯数×18,000 円</td><td>300,000 円</td></tr><tr><td>更新</td><td>使用世帯数×13,500 円</td><td>225,000 円</td></tr><tr><td>修繕</td><td>使用世帯数×6,000 円</td><td>96,000 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>終期</td><td>令和 5 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>に限り対象とする。)
(2)　容積が次に掲げる使用世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める大きさであるもの。
ア　5～15 世帯　使用世帯数×90 リットル以上
イ　略
(3)～(7)　略</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>ごみ集積施設の新設、更新又は修繕にかかる経費(土地買収費、解体撤去費、借地料は除く。)とする。ただし、修繕は 5,000 円を超えたものに限る。</td></tr>
<tr><td>交付の率又は金額</td><td>補助対象事業に要する経費に 3 分の 2 の補助率を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額)とし、その額は
次の表の左欄に掲げる区分に応じ、補助対象となるごみ集積施設の使用世帯数が 5 から 15 までのものにあっては中欄の、16 以上のものにあっては右欄の金額を限度とする。
<table><tr><td>区分</td><td>5～15 世帯</td><td>16 世帯以上</td></tr><tr><td>新設</td><td>使用世帯数×12,000 円</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>更新</td><td>使用世帯数×9,000 円</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>修繕</td><td>使用世帯数×4,000 円</td><td>64,000 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>終期</td><td>令和 4 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
</table>

附　則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。